

伊賀市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第36号

伊賀市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市情報公開条例施行規則（平成16年伊賀市規則第17号）の一部を次のように改正する。

本則（第9条第1項ただし書を除く。）及び様式中「行政情報」を「行政文書」に改める。

第1条中「次条に規定する法人及び団体並びに」を削り、「が所管する」を「又は条例第29条に規定する出資法人等が保有する」に改める。

第4条第3号ア中「及び」を「又は」に改める。

第6条第1項中「及び」を「又は」に、「に規定する」を「の規定により通知する」に改める。

第8条第2項中「映像」の次に「若しくは音声」を、「閲覧させ」の次に「、若しくは視聴させ」を加え、同項第2号中「。以下同じ」を削り、「閲覧」の次に「若しくは視聴」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第9条第1項中「及び」を「又は」に、「手数料」を「費用」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該費用は、公開請求に係る行政文書の写しの作成後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。

第9条第2項を削る。

様式第2号中「匳」を削る。

様式第3号中「匳」を削り、「3カ月」を「3か月」に改め、「をすることができます」の次に「（ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）」を加え、「6カ月」を「6か月」に改め、「

決定の日」の次に「（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）」を加える。

様式第4号中「㊦」を削り、「3カ月」を「3か月」に改め、「をすることができます」の次に「（ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）」を加え、「6カ月」を「6か月」に改め、「決定の日」の次に「（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）」を加える。

様式第5号中「㊦」を削り、「3カ月」を「3か月」に改め、「をすることができます」の次に「（ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）」を加え、「6カ月」を「6か月」に改め、「決定の日」の次に「（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）」を加える。

様式第6号中「㊦」を削り、「3カ月」を「3か月」に改め、「をすることができます」の次に「（ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）」を加え、「6カ月」を「6か月」に改め、「決定の日」の次に「（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）」を加える。

様式第7号から様式第9号までの規定中「㊦」を削る。

様式第10号中「㊦」を削る。

様式第11号中「㊦」を削り、「3カ月」を「3か月」に改め、「をすることができます」の次に「（ただし、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）」を加え、「6カ月」を「6か月」に改め、「決定の日」の次に「（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）」を加える。

様式第12号及び様式第13号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市の適正な土地利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第37号

伊賀市の適正な土地利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市の適正な土地利用に関する条例施行規則（平成30年伊賀市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第4号中「伊賀市起業・事業承継促進事業補助金交付要綱」を「伊賀市起業・経営革新促進事業補助金交付要綱」に、「により交付決定」を「による伊賀市起業・経営革新促進事業補助金の交付の決定」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第38号

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則が

委員会の委員等の報酬に関する規則（平成16年伊賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2学校（園）医の部加給額の項中「に（）」を「（）」に、「額に」を「額と440円に」に、「に440円を乗じた額を加えた額」を「を乗じて得た額の合計額」に改め、同表耳鼻咽喉科・眼科担当医の項中「得た額」の次に「に校内検診1回につき2,600円を加えた額」を加え、同表学校（園）歯科医の部加給額の項中「に（）」を「（）」に、「額に」を「額と440円に」に、「に440円を乗じた額を加えた額」を「を乗じて得た額の合計額」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。